

特別勘定のしおり

マイセレクトライフ2

変額終身保険（災害加算・I型）



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

「特別勘定のしおり」に関するご注意点

- T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「T&Dフィナンシャル生命」といいます）では、この保険の資産を他の保険種類の資産とは明確に区分するために専用の特別勘定を設け、特別勘定内の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき管理・運用を行ないます。なお、ご契約者は、特別勘定資産の運用方法については一切の指図はできません。
- 特別勘定の主な投資対象として投資信託を用いますが、この保険は生命保険であり、投資信託ではありません。
- 「特別勘定のしおり（以下「当冊子」といいます）」に記載される投資信託の開示情報は参考情報であり、ご契約者が直接投資信託を保有するものではありません。記載される投資信託の開示内容は、特別勘定が主な投資対象として用いる投資信託に関するものです。
- 特別勘定の資産運用には、株価や債券価格などの変動による投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスクなど）があります。この保険では、資産運用の実績が直接、積立金額・解約払戻金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクはともにご契約者に帰属することとなります。
- 特別勘定の資産運用の結果によっては、お受取りになる保険金等が一時払保険料を下回ることもありますので、ご契約のお申込みにあたっては、十分ご検討いただきますようお願いします。
- 特別勘定の収益性や安全性は、投資対象や運用方針などにより異なるため、特別勘定の選択については、特別勘定の特徴をご理解のうえ、ご自身の判断と責任においてお申込みください。
- 特別勘定による資産運用の成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（生命保険募集人など）がご契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定の主な投資対象となる投資信託の値動きとは異なります。これは、特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動などに備えて一定の現預金などを保有していること等によります。
- 当冊子の投資信託に関する記載事項は、運用会社により開示される情報をT&Dフィナンシャル生命が提供するものであり、開示内容に関してT&Dフィナンシャル生命が責任を負うものではありません。
- 当冊子に記載される投資信託の運用状況、財務諸表および現況に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

「特別勘定の運用状況」についての最新情報は下記にてお問合せいただけます。

- ◆ T&D フィナンシャル生命 ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>
- ◆ T&D フィナンシャル生命 フリーダイヤル（お客様サービスセンター）

0120-302-572 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

◆特別勘定の種類と運用方針

	特別勘定名	特別勘定の運用方針	運用に関する費用 ^{*1}
特別勘定グループ (C.Y型)	バランス型 A (879)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.790625% (税抜 0.718750%)
	バランス型 B (880)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／資産複合／「スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.6985% (税抜 0.6350%)
	株式型 A (881)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／国内／株式／インデックス型／「ESG ナビ（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.583% (税抜 0.530%)
	株式型 B (882)	当特別勘定の資産の運用は、主として、追加型投信／内外／株式／「The GDP（適格機関投資家専用）」に投資することにより行ないます。	年率 0.5335% (税抜 0.4850%)

主な投資対象となる投資信託			
投資信託名	運用会社	運用方針	詳細内容 (ページ)
分散名人（国内重視型） (適格機関投資家専用)	ちばぎんアセット マネジメント株式会社	値動きが異なる傾向にある4つの資産を組み合わせることにより、基準価額の変動を抑えながらも、収益の獲得を目指します。各資産への投資割合は、4分の1ずつの均等配分を基本とします。金については、主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、金地金価格への連動を目指すETF（上場投資信託証券）に投資を行なうことで、金に実質的に投資すると共に、対円で為替ヘッジを行ないます。	6~25 および 86~93
スマート・ブレンダー (適格機関投資家専用)	スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	「経済環境」および「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」 ^{*2} および「リスク抑制ポートフォリオ」 ^{*3} への投資割合を変更します。原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。	26~43 および 94~100
ESG ナビ (適格機関投資家専用)	ちばぎんアセット マネジメント株式会社	iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。「ESG情報（またはESGへの取組み情報）」と「ROE（自己資本利益率）」に着目し、持続的な企業価値の向上が期待される国内株式銘柄に投資します。	44~66 および 101~107
The GDP (適格機関投資家専用)	スカイオーシャン・アセット マネジメント株式会社	株式の基本組入比率は、日本、先進国（日本を除く）および新興国のGDP（国内総生産）総額の比率にもとづき決定します。組入比率には一定の変動許容幅を設け、年1回見直しを行ないます。	67~83 および 108~114

* 1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。運用に関する費用は、本冊子作成時現在のものですが将来変更される可能性があります。

* 2 「リターン獲得ポートフォリオ」…日本を含む世界の株式、債券、REITに投資するポートフォリオ。

* 3 「リスク抑制ポートフォリオ」…為替ヘッジ付の先進国債券、金に投資するポートフォリオ。

※ 各特別勘定の投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することができます。

※ 変額終身保険（災害加算・I型）では販売する募集代理店により、異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。

※ 投資信託の運用会社については、委託会社と表記されることもあります。

※ これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

《お問合せ先》

T&Dフィナンシャル生命フリーダイヤル（お客様サービスセンター）

0120-302-572

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日等を除く）

ホームページアドレス（URL） <https://www.tdf-life.co.jp>

《特別勘定（ファンド）についてのご照会先》

0120-228-275

受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日等を除く）

もくじ

特別勘定のしおり

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する極めて重要な事項】

【投資信託】 分散名人(国内重視型)(適格機関投資家専用)

【運用会社】 ちばぎんアセットマネジメント株式会社 ページ 6

【投資信託】 スマート・ブレンダー(適格機関投資家専用)

【運用会社】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 ページ 26

【投資信託】 ESGナビ(適格機関投資家専用)

【運用会社】 ちばぎんアセットマネジメント株式会社 ページ 44

【投資信託】 The GDP(適格機関投資家専用)

【運用会社】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 ページ 67

特別勘定が投資する投資信託の運用情報【資産の運用に関する重要な事項】

【投資信託】 分散名人(国内重視型)(適格機関投資家専用)

【運用会社】 ちばぎんアセットマネジメント株式会社 ページ 86

【投資信託】 スマート・ブレンダー(適格機関投資家専用)

【運用会社】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 ページ 94

【投資信託】 ESGナビ(適格機関投資家専用)

【運用会社】 ちばぎんアセットマネジメント株式会社 ページ 101

【投資信託】 The GDP(適格機関投資家専用)

【運用会社】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 ページ 108

特別勘定が投資する投資信託の運用情報

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）
(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜商品分類＞

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追加型投信	内 外	資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル(日本を含む)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米 欧州	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信	その他	中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分固定型))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分固定型))
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、複数の資産に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「資産複合」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル(日本を含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には、「日本」を含みます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

3 特 色

ファンドの目的



投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



1

主として、国内債券、国内株式、国内リートおよび金に投資を行い、収益の獲得を目指します。

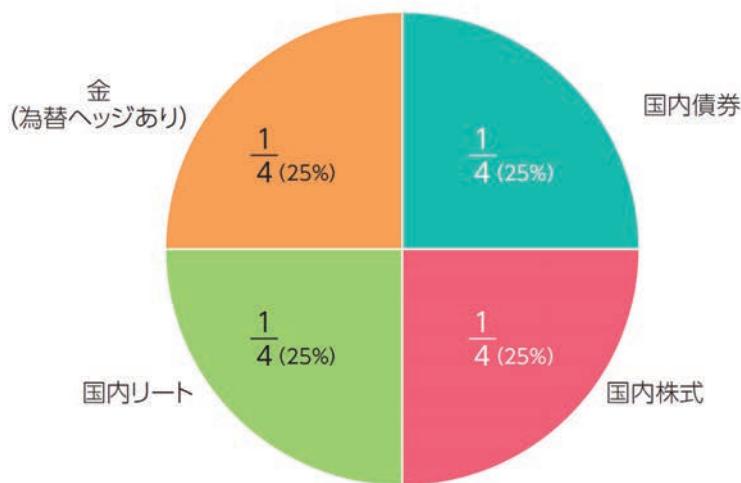
- 中長期的に収益が期待できる4つの資産（国内債券、国内株式、国内リート、金）を主要投資対象とします。
- 値動きが異なる傾向にある4つの資産を組み合わせることにより、基準価額の変動を抑えながらも、収益の獲得を目指します。
- 金については、主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、金地金価格への連動を目指すETF（上場投資信託証券）に投資を行うことで、金に実質的に投資をすると共に、対円で為替ヘッジを行います。
※為替ヘッジにより為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

2

各資産への投資割合は、4分の1ずつの均等配分を基本とします。

- 各資産の値上がりや値下がりによって、配分比率が一定比率以上変動した場合には調整を行います。

【基本構成比率】



※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

【ファンドの仕組み】

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

分配方針



年1回、毎決算時(毎年3月20日、休業日の場合は翌営業日)に原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

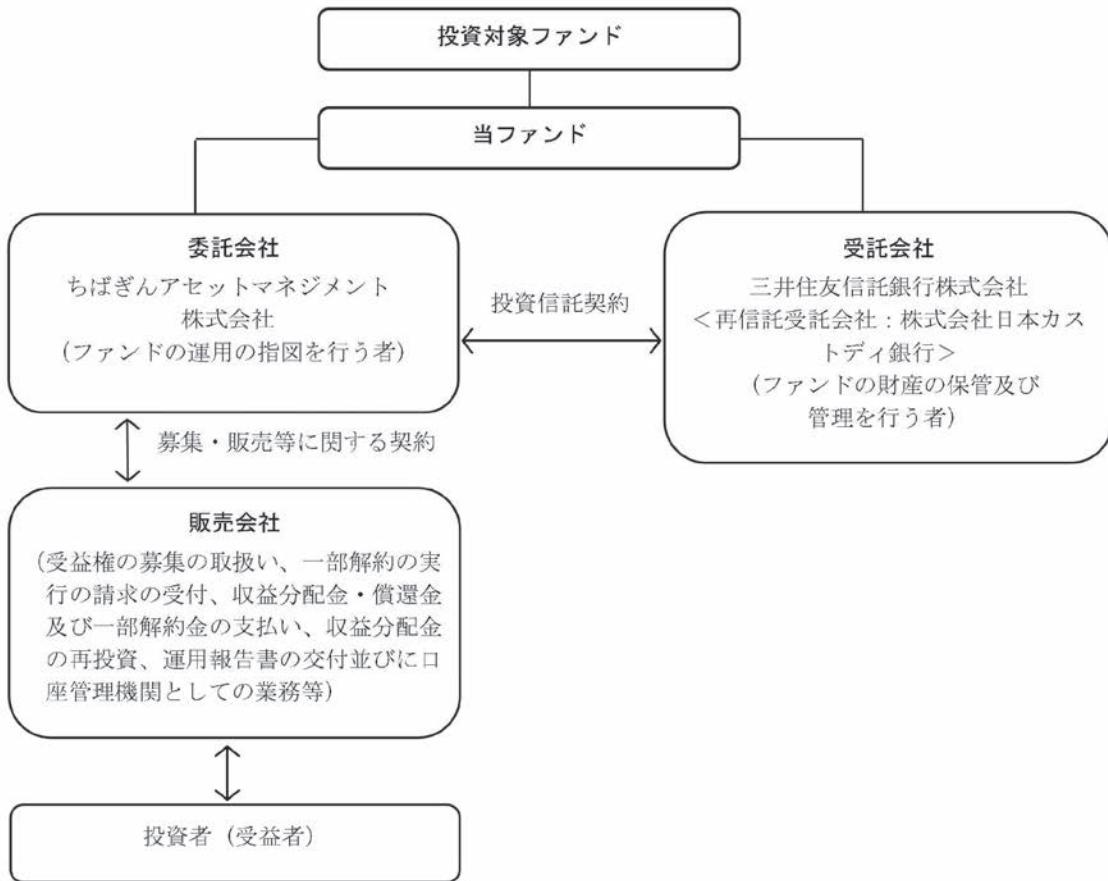
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限



- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

・投資方針

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

・主な投資対象

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品等に直接投資する場合があります。

＜別に定める投資信託証券＞

追加型証券投資信託 日本超長期国債ファンド（適格機関投資家向け）

親投資信託 日本株好配当マザーファンド

追加型証券投資信託 Jリート・アクティブ・ファンド（適格機関投資家向け）

追加型証券投資信託 FOFs用ゴールド・ファンド為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

・主として、国内債券、国内株式、国内不動産投信、金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券等を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。

・各投資対象ファンドへの投資割合は、4分の1ずつの均等配分を基本とします。

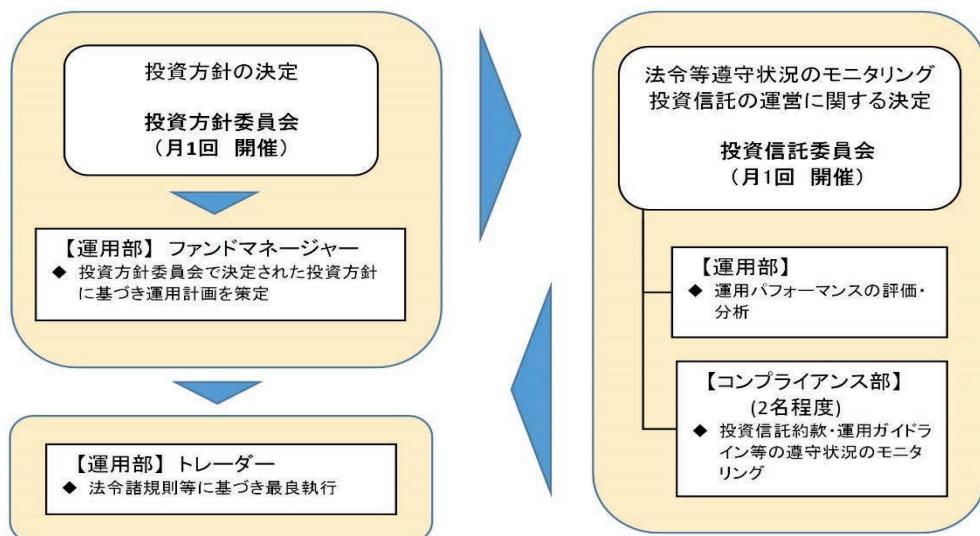
・投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等および投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 50%以下とします。
- ・投資対象ファンドにおけるデリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・投資対象ファンドにおける外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・一般社団法人投資信託協会の定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③ リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リートおよびリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

④ 金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

⑤ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となつた場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

⑥ 信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価格の変動リスクは上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

①分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

③ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

3. その他の詳細情報

1 分散名人(国内重視型)(適格機関投資家専用)の投資対象

(投資の対象とする資産の種類)

投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- ① 主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、
次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券買入れ）に限り行うことができるものとします。
- ② 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(取引の種類)

次の取引ができます。

- 1. 公社債の買入れ
- 2. 外国為替予約取引
- 3. 資金の借入

(別に定める投資信託)

追加型証券投資信託 日本超長期国債ファンド（適格機

関投資家向け）

親投資信託 日本株好配当マザーファンド

追加型証券投資信託 Jリート・アクティブ・ファンド（適格機関投資家向け）

追加型証券投資信託 FOFs用ゴールド・ファンド為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

2 分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④投資対象ファンドにおけるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤投資対象ファンドにおける外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する投資比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑧外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑨投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ロ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 分散名人(国内重視型)(適格機関投資家専用)の追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

以下の内容は、2023年10月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

投資対象ファンド	運用会社	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
日本超長期国債ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセットマネジメント株式会社	日本の超長期国債	主として、日本の超長期国債に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
日本株好配当マザーファンド	ちばぎんアセットマネジメント株式会社	日本の金融商品取引所上場株式	日本の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を対象に、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回る水準となるよう投資を行い、配当収益の確保と中長期的な値上がりの獲得を目指します。
Jリート・アクティブ・ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセットマネジメント株式会社	日本の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券	主として、日本の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して、運用を行います。
FOFs用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	日興アセットマネジメント株式会社	金地金価格への連動を目指す上場投資信託証券等	主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている投資信託証券であって、金地金価格への連動を目指す投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

4. 運用状況

以下は、2023年10月31日現在の状況について記載しております。

1 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	980,703,270	74.64
親投資信託受益証券	日本	329,172,714	25.05
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,057,681	0.31
合計(純資産総額)		1,313,933,665	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	投資信託受益証券	F OF s用ゴールド・ファンド為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	258,157,263	1.2858	331,953,840	1.2946	334,210,392	25.44
2	日本	親投資信託受益証券	日本株好配当マザーファンド	140,503,976	1.8591	261,212,753	2.3428	329,172,714	25.05
3	日本	投資信託受益証券	日本超長期国債ファンド（適格機関投資家向け）	352,032,829	0.9941	349,970,461	0.921	324,222,235	24.67
4	日本	投資信託受益証券	Jリート・アクティブ・ファンド（適格機関投資家向け）	261,795,811	1.1807	309,114,880	1.231	322,270,643	24.53

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	74.64
親投資信託受益証券	25.05
合計	99.69

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なものです】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2022年3月22日)	838,144,698	838,144,698	1.0048	1.0048
第2計算期間末 (2023年3月20日)	1,145,032,912	1,145,032,912	0.9704	0.9704
2022年10月末日	1,062,069,480	—	0.9561	—
11月末日	1,076,118,156	—	0.9716	—
12月末日	1,083,908,910	—	0.9567	—
2023年1月末日	1,107,239,204	—	0.9760	—
2月末日	1,108,868,199	—	0.9683	—
3月末日	1,227,416,239	—	0.9936	—
4月末日	1,245,010,370	—	1.0078	—
5月末日	1,256,823,117	—	1.0150	—
6月末日	1,267,574,131	—	1.0338	—
7月末日	1,301,210,954	—	1.0415	—
8月末日	1,327,840,183	—	1.0382	—
9月末日	1,324,822,292	—	1.0281	—
10月末日	1,313,933,665	—	1.0235	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2021年6月29日～2022年3月22日	0.0000
第2計算期間末	2022年3月23日～2023年3月20日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2021年6月29日～2022年3月22日	0.5
第2計算期間末	2022年3月23日～2023年3月20日	△3.4
第3中間計算期間末	2023年3月21日～2023年9月20日	7.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2022年3月22日現在	第2期 2023年3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,214,341	8,237,522
投資信託受益証券	616,490,998	872,714,254
親投資信託受益証券	215,453,580	296,454,442
流動資産合計	<u>839,158,919</u>	<u>1,177,406,218</u>
資産合計	<u>839,158,919</u>	<u>1,177,406,218</u>
負債の部		
流動負債		
未払金	-	29,300,000
未払受託者報酬	77,277	234,159
未払委託者報酬	927,296	2,809,909
未払利息	19	22
その他未払費用	9,629	29,216
流動負債合計	<u>1,014,221</u>	<u>32,373,306</u>
負債合計	<u>1,014,221</u>	<u>32,373,306</u>
純資産の部		
元本等		
元本	834,103,631	1,179,985,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,041,067	△34,953,054
（分配準備積立金）	1,124,698	3,728,194
元本等合計	<u>838,144,698</u>	<u>1,145,032,912</u>
純資産合計	<u>838,144,698</u>	<u>1,145,032,912</u>
負債純資産合計	<u>839,158,919</u>	<u>1,177,406,218</u>

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,144,578	△29,985,882
営業収益合計	<u>3,144,578</u>	<u>△29,985,882</u>
営業費用		
支払利息	2,926	6,629
受託者報酬	153,692	455,298
委託者報酬	1,844,144	5,463,533
その他費用	19,118	56,791
営業費用合計	<u>2,019,880</u>	<u>5,982,251</u>
営業利益又は営業損失（△）	1,124,698	△35,968,133
経常利益又は経常損失（△）	1,124,698	△35,968,133
当期純利益又は当期純損失（△）	1,124,698	△35,968,133
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	-	△828,266
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	4,041,067
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,916,369	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,916,369	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,854,254
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	351,187
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,503,067
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	4,041,067	△34,953,054

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月21日から翌年3月20日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2022年3月23日から2023年3月20日までとなっております。

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2022年3月22日現在	第2期 2023年3月20日現在
1. 計算期間の末日に おける受益権の総 数	834,103,631 口	1,179,985,966 口
2. 投資信託財産計算 規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定 する額	-	元本の欠損 34,953,054 円
3. 計算期間の末日に おける 1 単位当た りの純資産の額	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 1.0048 円 (10,048 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 0.9704 円 (9,704 円)

(損益及び剩余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
費用控除後の配当等 収益額 A 605,700 円	費用控除後の配当等 収益額 A 2,692,086 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額 B 518,998 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額 B 0 円
収益調整金額 C 2,916,369 円	収益調整金額 C 1,697,584 円
分配準備積立金額 D 0 円	分配準備積立金額 D 1,036,108 円
当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D 4,041,067 円	当ファンドの分配対 象収益額 E=A+B+C+D 5,425,778 円
当ファンドの期末残 存口数 F 834,103,631 口	当ファンドの期末残 存口数 F 1,179,985,966 口
10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 48 円	10,000 口当たり収益 G=E/F×10,000 45 円
分配対象額	分配対象額
10,000 口当たり分配 金額 H 0 円	10,000 口当たり分配 金額 H 0 円
収益分配金金額 I=F×H/10,000 0 円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投 資信託であり、信託約款に規定する「運 用の基本方針」に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用すること を目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に 係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、 (有価証券に関する注記) の売買目的有 価証券に記載しております。これらは、 価格変動リスク等の市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクを有しております。	同左

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p>	<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
--	---	---------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年3月22日現在	第2期 2023年3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券、親投資信託受益証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△3,594,788	△33,924,393
親投資信託受益証券	6,613,580	3,283,440
合計	3,018,792	△30,640,953

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(その他の注記)

元本の移動

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000 円	834,103,631 円
期中追加設定元本額	831,103,631 円	434,203,068 円
期中一部解約元本額	0 円	88,320,733 円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

（以下「当ファンド」といいます。）

2 目的および基本的性格

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜商品分類＞

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産（（注））	年1回	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	あり（部分ヘッジ）

（注）投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産（商品））資産配分変更型）

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 特 色

特色
1

日本を含む世界の株式、債券、REIT、金に分散投資します。

- 「FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」）への投資を通じて、日本を含む世界*の株式（DR（預託証券）を含みます。）、債券、REIT（不動産投資信託証券）、金に分散投資します。
※REITは新興国を含みません。
- 主要投資対象ファンドが投資対象とする「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」および「ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の組入外貨建資産については、原則として対円での為替取引をおこないます。
- 「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。
- 投資対象ファンドの運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社がおこないます。



DR（預託証券）とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のこと、株式と同様に取引所等で取引されます。

三井住友トラスト・アセットマネジメントについて

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラスト・グループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約86兆円規模*の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。これまで両社が培ってきた資産運用業務の強みを融合し、商品の開発力と運用力、世界各地に広がるビジネスネットワーク、きめの細かいサポート力、これらすべての力を活かして多様なお客さまの想いにお応えしています。

*2023年3月末時点の運用資産残高(時価ベース)です。

**特色
2**

分散投資の効果と資産配分の変更により下落リスクの抑制をめざします。

- 主要投資対象ファンドにおいて投資対象とするマザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類し、市場の緊張度合いに応じて2つのポートフォリオの比率を調整することにより、市場の緊張度が高まる局面においても下落リスクの抑制をめざします。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

**STEP
1**

マザーファンドを「リターン獲得ポートフォリオ」と「リスク抑制ポートフォリオ」に分類

ポートフォリオ	組入資産／比率 ^{*1}	マザーファンド	ベンチマーク ^{*4}
リターン獲得 ポートフォリオ (為替ヘッジなし)	株式 ^{*2} 40%	国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
		外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
		新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
	債券 ^{*2} 50%	国内債券インデックス マザーファンド	NOMURA-BPI総合
		外国債券インデックス マザーファンド	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
		新興国債券インデックス マザーファンド	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・ マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
	REIT ^{*2} 10%	J-REITインデックス マザーファンド	東証REIT指数(配当込み)
		グローバルREITインデックス マザーファンド	S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)
	債券 85%	先進国ハイインカム入替戦略 マザーファンド 為替ヘッジあり	ベンチマークは設定されていません。 (主に先進国の国債等に投資するとともに、組入外貨建資産について対円での為替ヘッジをおこなうファンドです。)
		金 15%	LBMA金価格(円ヘッジベース) (2023年5月31日現在)

*1 2023年5月31日現在。上記比率は、今後変更となる場合があります。

*2 株式、債券、REIT資産内の各マザーファンドの配分比率は、日本、先進国(日本を除きます。以下同じ。)、新興国のGDP(国内総生産)総額の比率(REITは、日本、先進国のGDP総額の比率)にもとづき決定し、原則として年1回見直しをおこないます。

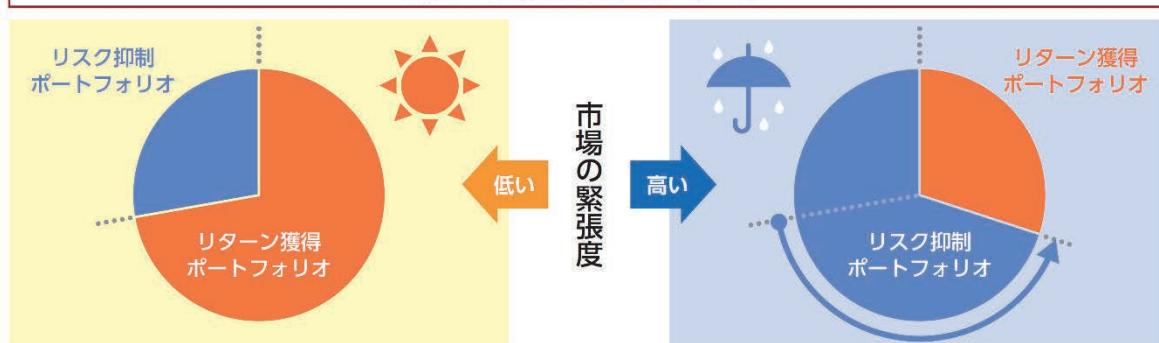
*3 基準価額の下落抑制を目的として、必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンドの全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券および短期金融商品で運用することができます。

*4 ベンチマークについては、追加的記載事項をご覧ください。

**STEP
2**

「経済環境」、「金融環境」にもとづき市場の緊張度合いを判断し、各ポートフォリオの配分比率を決定

各ポートフォリオ比率の調整イメージ



*上記はイメージであり、実際のポートフォリオ比率とは異なる場合があります。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

主要投資対象ファンドが投資する各マザーファンドのベンチマークについて

●TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値および配当込みTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよび配当込みTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

「MSCI コクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指標です。MSCI コクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指標です。MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●NOMURA-BPI総合

「NOMURA-BPI総合」とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準にもとづいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。同指標の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いておこなわれる三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進をおこなっておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したもので、同指標に関する商標・著作権等の知的財産権、指標値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

●東証REIT指数(配当込み)

「東証REIT指数」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、東京証券取引所に上場しているREIT(不動産投資信託証券)全銘柄を対象とした時価総額加重型の指標です。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出したものです。同指標の指標値および同指標に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

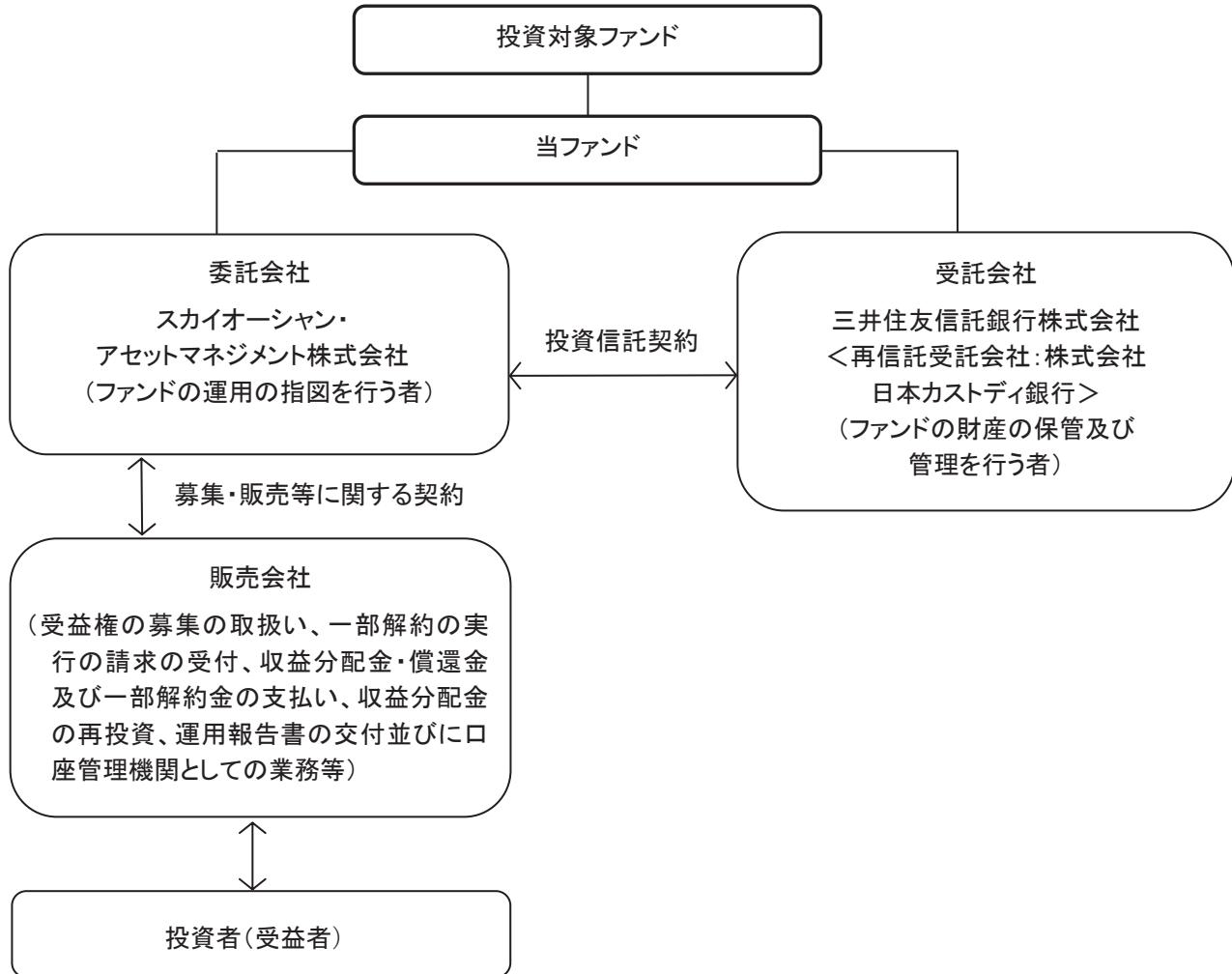
●S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)

「S&P先進国REIT指数」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指標で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)および同様の制度にもとづく銘柄の浮動株修正時価総額にもとづいて算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。S&P先進国REIT指数(以下「当インデックス」)は、S&P Globalの一部門であるSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明もおこなわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

●LBMA金価格(円ヘッジベース)

「LBMA金価格」とは、正式名称は LBMA Gold Price PMといい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)によってロンドン時間の午後に公表される1トロイオンスあたりの金現物価格(米ドル建て)を指します。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。「円ヘッジベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に算出した指標です。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、LBMA金価格およびLBMA金価格が示す、あらゆる特定の日、特定の時点における数値により生じた結果について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、当ファンドに関する商品性や特定目的への適合性について、明示的または暗示的に、何ら保証するものではありません。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

③投資態度

イ. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本を含む世界※の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）、債券、及び不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券（以下、「金」といいます。）に分散投資します。

※REIT は新興国を含みません。

・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「グローバルREITインデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

・「経済環境」及び「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は、以下のとおりとします。

ポートフォリオ	資産	マザーファンド受益証券
リターン獲得 ポートフォリオ	株式※1	国内株式インデックス マザーファンド
		外国株式インデックス マザーファンド
		新興国株式インデックス マザーファンド
	債券※1	国内債券インデックス マザーファンド
		外国債券インデックス マザーファンド
		新興国債券インデックス マザーファンド
	REIT※1	J-REIT インデックス マザーファンド
		グローバルREITインデックス マザーファンド
	リスク抑制 ポートフォリオ※2	先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり
	金	ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

※1 株式及び債券及び REIT 内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国（日本は除きます。以下同じ）、及び新興国の GDP（Gross Domestic Product（国内総生産））総額の比率（REIT は、日本及び先進国の GDP 総額の比率）に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。

※2 基準価額の下落抑制を目的として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することができます。

ロ. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

ハ. 主要投資ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」の組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

二. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

1. FOFs 用世界成長戦略ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■主要投資対象

「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」、「国内債券インデックス マザーファンド」、「外国債券インデックス マザーファンド」、「新興国債券インデックス マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「グローバルREITインデックス マザーファンド」、「先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり」及び「ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

■投資態度

①主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界※の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)、債券、及び不動産投資信託証券(以下「REIT」といいます。)、並びに金現物市場の代表的指数への連動を目指す上場投資信託証券(以下「金」といいます。)に実質的に分散投資します。

※REITは新興国を含みません。

②「経済環境」および「金融環境」に関する経済指標等を用いて、市場の緊張度合いを測り、これに応じて「リターン獲得ポートフォリオ」及び「リスク抑制ポートフォリオ」への投資割合を変更します。各ポートフォリオを構成する資産及びマザーファンド受益証券は以下の通りとします。

ポートフォリオ	資産	マザーファンド受益証券
リターン獲得 ポートフォリオ	株式※1	国内株式インデックス マザーファンド
		外国株式インデックス マザーファンド
		新興国株式インデックス マザーファンド
	債券※1	国内債券インデックス マザーファンド
		外国債券インデックス マザーファンド
		新興国債券インデックス マザーファンド
	REIT※1	J-REITインデックス マザーファンド
		グローバルREITインデックス マザーファンド
	リスク抑制 ポートフォリオ※2	先進国ハイインカム入替戦略マザーファンド 為替ヘッジあり
	金	ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

※1 株式、債券及びREIT内の各マザーファンド受益証券の構成比は、日本、先進国(日本を除きます。以下同じ)及び新興国のGDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率(REITは、日本及び先進国のGDP総額の比率)に基づき定め、原則として年1回見直しを行います。

※2 基準価額の下落抑制を目的として委託者が必要と判断した場合には、「リスク抑制ポートフォリオ」を構成する各マザーファンド受益証券の全部または一部に代えて、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券及び短期金融商品で運用することができます。

③リスク抑制ポートフォリオの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することができます。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

■主要投資対象

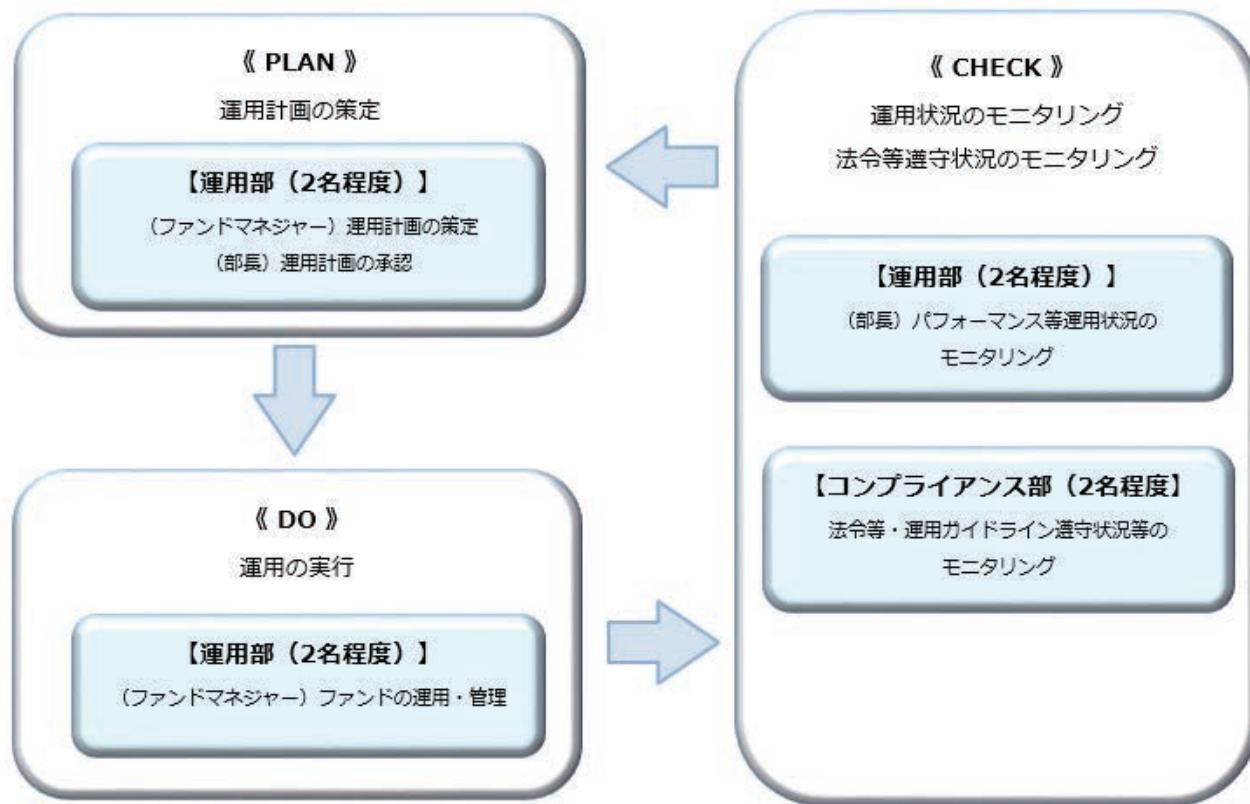
マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

■投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。
- ②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことなどを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

3 主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの主要な投資制限

1. FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2. FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）

- ①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

4 投資リスクについて

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となつた場合には、基準価額の下落要因となります。なお、主要投資対象ファンドの「リスク抑制ポートフォリオ」における外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

③ 金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

④ 金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

⑤ リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

⑥ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑧ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあります。その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

①同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

④ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長(流動性リスクに関しては取締役会)に報告します。

3. その他の詳細情報

1 スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。
イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1.有価証券
- 2.金銭債権
- 3.約束手形

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1.為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）」及び「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
- 4.外国法人が発行する譲渡性預金証書

5.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3.コール・ローン

- 4.手形割引市場において売買される手形

ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、「2.投資方針および投資リスク」の「1 投資方針と主な投資対象」および「3 主な投資制限」に記載されている通りです。

2 スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- イ. 投資信託証券への投資割合
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ. 株式への投資
株式への直接投資は行いません。
- ハ. 外貨建資産への投資
外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二. デリバティブの利用
デリバティブの直接利用は行いません。
- ホ. 公社債の借入れの指図、目的及び範囲
 - (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- ヘ. 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ト. 信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他の投資制限＞

- イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(2023年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	2,401,778,382	98.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	36,762,487	1.51
合計(純資産総額)		2,438,540,869	100.00

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(2023年10月31日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	FOFs 用世界成長戦略ファンド（適格 機関投資家専用）	2,389,819,332	1.0084	2,409,893,814	1.005	2,401,768,428	98.49
日本	投資信託受益 証券	FOFs 用短期金融資産ファンド（適格 機関投資家専用）	10,137	0.982	9,954	0.982	9,954	0.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.49
合計	98.49

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

3 運用実績(2023年10月31日現在)

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2021年10月26日)	1,000,497,898	1,000,497,898	10,089	10,089
第2期計算期間末 (2022年10月26日)	2,400,684,783	2,400,684,783	9,560	9,560
第3期計算期間末 (2023年10月26日)	2,452,541,105	2,452,541,105	9,527	9,527
2022年10月末日	2,403,947,578	—	9,621	—
11月末日	2,377,934,259	—	9,616	—

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

12月末日	2,312,479,609	—	9,420	—
2023年1月末日	2,346,013,392	—	9,636	—
2月末日	2,308,607,926	—	9,501	—
3月末日	2,378,619,342	—	9,610	—
4月末日	2,361,106,266	—	9,648	—
5月末日	2,439,905,793	—	9,701	—
6月末日	2,536,108,865	—	9,848	—
7月末日	2,565,504,987	—	9,780	—
8月末日	2,530,162,792	—	9,804	—
9月末日	2,464,180,008	—	9,576	—
10月末日	2,438,540,869	—	9,494	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2021年6月29日～2021年10月26日	0
第2期計算期間	2021年10月27日～2022年10月26日	0
第3期計算期間	2022年10月27日～2023年10月26日	0

③【収益率の推移】

	期間	収益率（%）
第1期計算期間	2021年6月29日～2021年10月26日	0.9
第2期計算期間	2021年10月27日～2022年10月26日	△5.2
第3期計算期間	2022年10月27日～2023年10月26日	△0.3

(注 1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、有限責任監査法人トーマツによる監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2021年10月26日現在)	第2期 (2022年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,226,589	30,944,571
投資信託受益証券	969,868,682	2,374,754,599
流動資産合計	1,001,095,271	2,405,699,170
資産合計	1,001,095,271	2,405,699,170
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	38,293	321,440
未払委託者報酬	551,375	4,628,636
未払利息	85	84
その他未払費用	7,620	64,227
流動負債合計	597,373	5,014,387
負債合計	597,373	5,014,387
純資産の部		
元本等		
元本	991,654,151	2,511,156,802
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	8,843,747	△110,472,019
（分配準備積立金）	9,701,394	9,382,301
元本等合計	1,000,497,898	2,400,684,783
純資産合計	1,000,497,898	2,400,684,783
負債純資産合計	1,001,095,271	2,405,699,170

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期	第2期
	自 2021年6月29日 至 2021年10月26日	自 2021年10月27日 至 2022年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	10,298,682	△101,114,083
営業収益合計	10,298,682	△101,114,083
営業費用		
支払利息	3,497	46,232
受託者報酬	38,293	548,276
委託者報酬	551,375	7,894,990
その他費用	7,620	109,537
営業費用合計	600,785	8,599,035
営業利益又は営業損失（△）	9,697,897	△109,713,118
経常利益又は経常損失（△）	9,697,897	△109,713,118
当期純利益又は当期純損失（△）	9,697,897	△109,713,118
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	-	△2,377,814
期首剰余金又は期首次損金（△）	-	8,843,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	854,150	11,980,462
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金增 加額	-	194,919
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金增 加額	854,150	11,785,543
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,843,747	△110,472,019

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

ESGナビ（適格機関投資家専用）

(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

「JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、国内の株式に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

<商品分類>

商品分類			
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
		不動産投信	特殊型
	海 外	その他資産 ()	
		資産複合	
追加型投信	内 外		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇インデックス型

目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経 225 TOPIX その他 (iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス(配当込み))
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々			
不動産投信	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(株式 一般))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

3 特 色

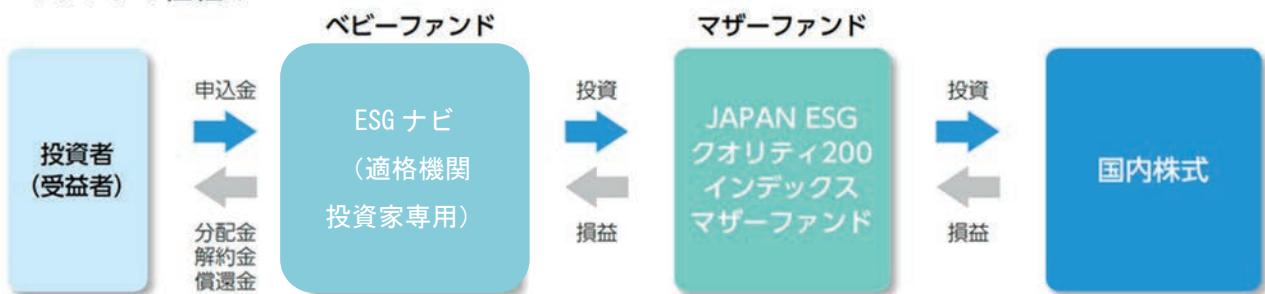
ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 **わが国の金融商品取引所に上場している株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。**

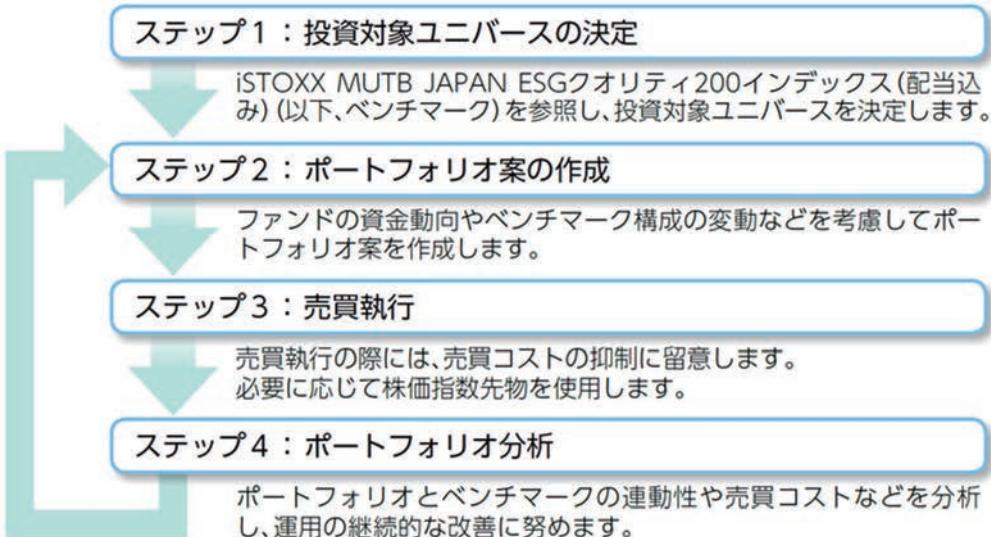
<ファンドの仕組み>



ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様から投資いただいた資金をまとめて「ベビーファンド」とし、その資金を「マザーファンド」に投資することを通じ、「マザーファンド」において実質的な運用を行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。

運用プロセスのイメージ



- ※ ベンチマークの構成銘柄および組入比率の変動に応じて、ポートフォリオは定期的に銘柄入替(6月、12月)およびリバランス(3月、6月、9月、12月)を行います。
- ※ 2023年9月末現在のプロセスのイメージであり、将来変更となる場合があります。
- ※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。



iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み） に連動する投資成果をめざします。

- iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）をベンチマークとします。

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）について

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）とは、東京証券取引所を中心とする市場とする普通株式等の中から、時価総額、流動性、ESGデータによりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、高ROEの持続性のポテンシャルの高さ、ESGマネジメントスコアの高さを評価して200銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）は、三菱UFJ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとQontigo（以下「コンティゴ」）傘下のSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2010年12月17日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

※ROE（自己資本利益率）とは、Return on Equityの略で、当期純利益を自己資本で割って算出されます。一般的にはこの数値が高いほど企業の収益力は高いと評価されます。

■ STOXX社とは

- ・ドイツ取引所グループで、コンティゴ傘下の株価指数プロバイダーです。
- ・コンティゴは本社をドイツ・エシュボルンに置き、ニューヨーク、ロンドン、スイス・ツーク、香港、東京など世界各地で展開しています。

※ 「STOXX 社とは」は、作成日時点のものであり、将来変更される場合があります。

※ 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

ベンチマークの構築プロセスのイメージ

①投資ユニバース

STOXX Japan 600 ex REIT

- ① 日本株式市場上場銘柄のうちSTOXX社が選定する流動性の高い600銘柄（リートを除く）

②ESGスクリーニング

- ② 国連グローバル・コンパクト^{*1}違反企業、特定兵器関連企業およびESG不祥事スコアが一定水準以下の銘柄を除外

③財務スクリーニング

- ③ ROE^{*2}、財務3指標^{*3}および流動性の低い銘柄を除外

④合成スコアの作成

- ④ 下記の3項目を1/3ずつ合成し上位200銘柄を選定
 ・ROE
 ・財務3指標
 ・ESGマネジメントスコア

iSTOXX MUTB JAPAN ESG
クオリティ200インデックス
(配当込み)

用語説明

*1 国連グローバル・コンパクト

- 各企業、団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みとして、国連が提唱。
- 「人権の保護」「不当な労働の排除」「環境への対応」「腐敗の防止」に関わる4分野・10の原則を順守し、実践し続ける事が求められている。

*2 ROE

$ROE (\%) = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$
 数値が高いほど自己資本を有効に利用しており、企業の収益力が高いと評価される。

*3 財務3指標

- 財務健全性
- キャッシュフロー収益性
- 利益安定性

※ ベンチマークの構築プロセスのイメージは、2023年9月末現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご参考

ESG不祥事スコア

環境や社会に悪影響を与える企業活動を調査し、下記10項目の平均スコアが90以下（最大100）の銘柄を除外。

	Environment (環境)	Social (社会)	Governance (ガバナンス)
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーション不祥事 ・環境サプライチェーン不祥事 ・製品＆サービス不祥事 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員不祥事 ・社会サプライチェーン不祥事 ・顧客不祥事 ・社会＆コミュニティ不祥事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス倫理不祥事 ・ガバナンス不祥事 ・公序良俗不祥事

ESGマネジメントスコア

ESGに関連した下記の項目に関してスコアを算出。

	Environment (環境)	Social (社会)	Governance (ガバナンス)
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム ・水資源利用状況 ・温暖化ガス削減プログラム <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間ポリシー ・人材多様性プログラム ・人権政策 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・贈収賄＆汚職方針 ・役員報酬の開示 ・取締役会の独立性 <p>など</p>

ESG不祥事スコアおよびESGマネジメントスコアの評価項目は、今後変更される可能性があります。

ちばぎんアセットマネジメントが当指数をベンチマークとして採用した理由

ベンチマークの選定にあたっては、指標の過去のパフォーマンス実績、指標におけるESG勘案方法、指標提供機関のサービス内容などを総合的に勘案しています。当ファンドのベンチマークとして、「iSTOXX MUBT JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）」が相応しいと判断した主な理由は以下のとおりです。

- ①当指標は、環境や社会に悪影響を与える企業を排除していることに加え、組入銘柄の選定にあたりESGデータを考慮していること。
- ②当指標の構成銘柄を決定するメソドロジーは、STOXX社から公表されており、定量的なデータをもとに決定されていることから、十分な透明性があると判断したこと。

ESGを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率の目標

- ・当ファンドは、ESGを主要な要素として選定した投資銘柄の組入比率について100%とすることを目標としています。

ベンチマークの構成比率上位 10 銘柄

(2023 年 9 月末時点)

	銘柄	業種	構成比率
1	KDDI	情報・通信業	2.1%
2	日本電信電話	情報・通信業	2.1%
3	東京海上ホールディングス	保険業	2.1%
4	第一三共	医薬品	2.1%
5	任天堂	その他製品	2.0%
6	ソニーグループ	電気機器	2.0%
7	三井物産	卸売業	2.0%
8	ファーストリテイリング	小売業	2.0%
9	伊藤忠商事	卸売業	1.9%
10	東京エレクトロン	電気機器	1.9%

※ 業種については東証 33 業種分類に基づいています。

ベンチマークの推移

(2010 年 12 月 17 日～2023 年 9 月末、日次)



(出所)ブルームバーグのデータを基にちばぎんアセットマネジメント作成

※ 上記は過去の情報であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。

ファンドの特色

分配方針

年1回、毎決算時（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。なお、分配対象金額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

「STOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス（配当込み）」の免責事項について

STOXXリミテッド（以下「STOXX社」）、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、金融商品に関して対象インデックスおよび関連商標を利用するライセンスを付与することを除き、ライセンシーと一切の関係を有していません。

STOXX指数は、個別のルール・ブックに基づき、顧客の要求またはマーケットの要望に合わせて作成されるものであり、STOXXグローバル指値シリーズに含まれるものではありません。

STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、以下のことを行うものではありません。

- ▶ 金融商品を支援、推奨、販売または宣伝すること
- ▶ 金融商品またはその他の証券への投資を勧めること
- ▶ 金融商品についてタイミング、数量もしくは価格について責任もしくは義務を負ったり、またはこれらについての何らかの意思決定を行ったりすること
- ▶ 金融商品の管理、運営またはマーケティングについて、何らかの責任や義務を負うこと
- ▶ 対象インデックスの決定、組成もしくは計算にあたり、金融商品へのニーズもしくは金融商品の保有者を考慮すること、またはそのような考慮をすべき義務を負うこと

STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、金融商品またはその運用成果に関連して、何ら保証するものではなく、かつ（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。

また、STOXX社は、金融商品の購入者または他のいかなる第三者との間でも、何ら契約上の関係を有していません。具体的には、

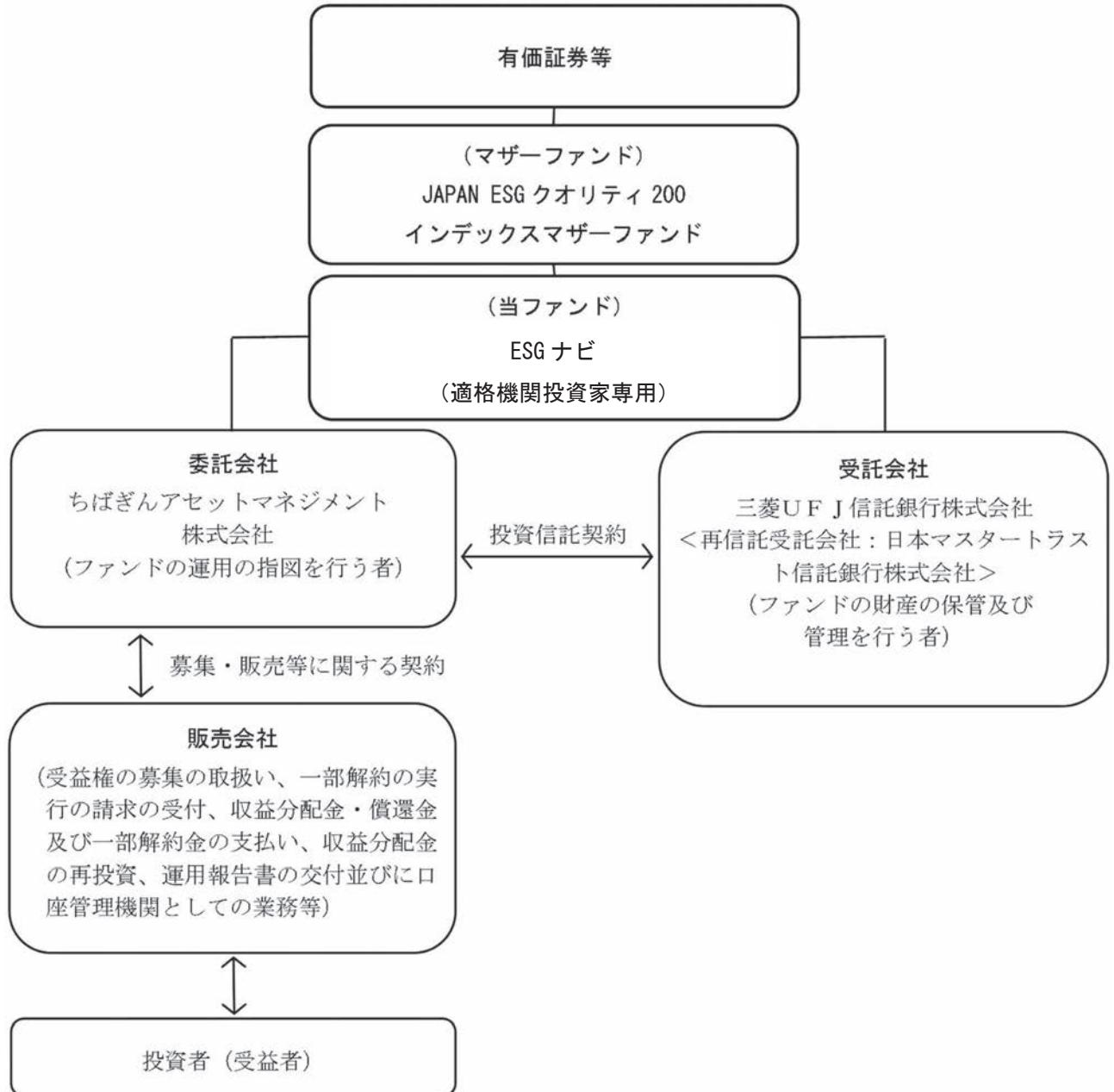
- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、以下について、何ら明示または黙示の保証を行うことなく、かつあらゆる責任を否認します。
 - » 対象インデックスおよびそれに含まれるデータの利用に関連し、金融商品、その保有者または他のいざれかの者が取得するべき成果
 - » 対象インデックスおよびそのデータの正確性、適時性および完全性
 - » 対象インデックスおよびそのデータの商品性、ならびに特定の目的または使用への適合性
 - » 金融商品の運用成果一般

- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、対象インデックスまたはそのデータに関するエラー、遗漏または中断について、何ら保証するものではなく、かつ一切の責任を負いません。

- ▶ STOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーは、いかなる状況の下でも、対象インデックスもしくはそのデータにおけるか、もしくは金融商品に一般的に関連するエラー、遗漏もしくは中断の結果として生じる逸失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは結果的な損害もしくは損失について、（過失の有無を問わず）一切の責任を負いません。これは、たとえSTOXX社、ドイツ取引所グループおよび同社のライセンサー、リサーチパートナーまたはデータプロバイダーがそうした損失もしくは損害が発生しうることを認識していた場合であっても同様です。

ちばぎんアセットマネジメント株式会社とSTOXX社との間のライセンス契約は、専ら両者の利益を図るためにものであって、金融商品の保有者または他いかなる第三者の利益を図るものではありません。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

・投資方針

iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

・主な投資対象

JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。)に直接投資する場合があります。

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。)に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用することができます。その結果、先物を含めた株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。
- ・非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ・資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド

・投資方針

iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

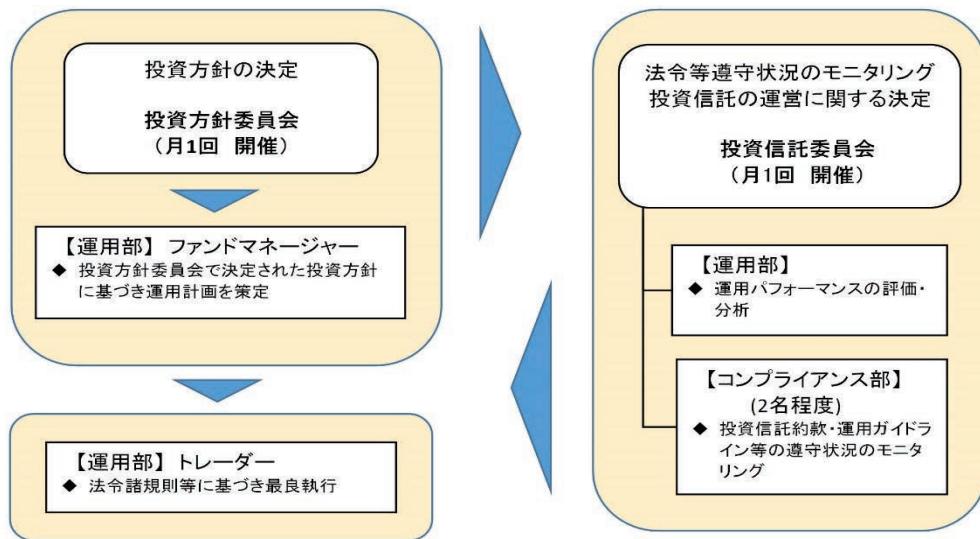
・主な投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。)を主要投資対象とします。

- ・主としてわが国の金融商品取引所上場株式(上場予定株式を含みます。)に投資し、iSTOXX MUTB JAPAN ESG クオリティ 200 インデックス(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が 100%を超える場合があります。
- ・非株式割合(株式以外への資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ・資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、委員会等の名称は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規程を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことなどを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4 投資リスクについて

- ・当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価格の変動リスクは上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①ファンドは、iSTOXX MUTB JAPAN ESGクオリティ200インデックス(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ④ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

3. その他の詳細情報

1 ESG ナビ（適格機関投資家専用）の投資対象

（投資の対象とする資産の種類）

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条及び第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

① JAPAN ESG クオリティ 200 インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から12.までの証券または証書の性質を有するものの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で次の16.に定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条

第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で前23.の有価証券の性質を有するもの。

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

（取引の種類）

次の取引ができます。

1. 信用取引

2. 先物取引等

3. スワップ取引

4. 有価証券の貸付

5. 資金の借入

2 ESG ナビ（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③外貨建資産への投資は行いません。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- ⑦信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図することができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑧新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- ⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑩同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総

額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑪投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑫同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑬一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20% を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑭デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑮信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ株券数の合計数を超えないものとします。
- ⑯信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
- ⑰信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借り入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
 - ロ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

4. 運用状況

以下は、2023年9月29日現在の状況について記載しております。

1 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	817,012,833	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△256,022	△0.03
合計(純資産総額)		816,756,811	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーファンド	542,973,904	1.3413	728,290,898	1.5047	817,012,833	100.03

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1 口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末 (2022 年 3 月 10 日)	507,855,117	507,855,117	0.9305	0.9305
第 2 計算期間末 (2023 年 3 月 10 日)	744,675,928	744,675,928	1.0192	1.0192
2022 年 9 月末日	588,122,820	—	0.9458	—
10 月末日	668,773,404	—	0.9896	—
11 月末日	688,671,979	—	1.0173	—
12 月末日	645,431,767	—	0.9514	—
2023 年 1 月末日	682,308,682	—	0.9939	—
2 月末日	691,167,512	—	0.9962	—
3 月末日	760,394,245	—	1.0252	—
4 月末日	772,511,356	—	1.0542	—
5 月末日	763,688,561	—	1.1026	—
6 月末日	795,220,361	—	1.1738	—
7 月末日	834,355,481	—	1.1714	—
8 月末日	844,680,026	—	1.1756	—
9 月末日	816,756,811	—	1.1582	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 計算期間末	2021 年 6 月 29 日～2022 年 3 月 10 日	0.0000
第 2 計算期間末	2022 年 3 月 11 日～2023 年 3 月 10 日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第 1 計算期間末	2021 年 6 月 29 日～2022 年 3 月 10 日	△7.0
第 2 計算期間末	2022 年 3 月 11 日～2023 年 3 月 10 日	9.5
第 3 中間計算期間末	2023 年 3 月 11 日～2023 年 9 月 10 日	16.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2022年3月10日現在	第2期 2023年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	507,855,117	744,675,928
未収入金	599,470	1,943,821
流動資産合計	<u>508,454,587</u>	<u>746,619,749</u>
資産合計	<u>508,454,587</u>	<u>746,619,749</u>
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	33,617	109,011
未払委託者報酬	560,276	1,816,705
その他未払費用	5,577	18,105
流動負債合計	<u>599,470</u>	<u>1,943,821</u>
負債合計	<u>599,470</u>	<u>1,943,821</u>
純資産の部		
元本等		
元本	545,791,992	730,643,820
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△37,936,875	14,032,108
（分配準備積立金）	1,578,552	14,662,237
元本等合計	<u>507,855,117</u>	<u>744,675,928</u>
純資産合計	<u>507,855,117</u>	<u>744,675,928</u>
負債純資産合計	<u>508,454,587</u>	<u>746,619,749</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	△53,613,383	59,358,675
営業収益合計	△53,613,383	59,358,675
営業費用		
受託者報酬	71,953	208,050
委託者報酬	1,199,110	3,467,363
その他費用	11,901	34,548
営業費用合計	1,282,964	3,709,961
営業利益又は営業損失（△）	△54,896,347	55,648,714
経常利益又は経常損失（△）	△54,896,347	55,648,714
当期純利益又は当期純損失（△）	△54,896,347	55,648,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	286,366	2,014,596
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	△37,936,875
剩余金増加額又は欠損金減少額	17,245,838	1,991,344
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	20,513	1,991,344
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	17,225,325	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,656,479
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,656,479
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△37,936,875	14,032,108

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2022年3月10日現在		第2期 2023年3月10日現在	
	1.	2.	3.	4.
1. 計算期間の末日に おける受益権の総 数		545,791,992 口		730,643,820 口
2. 投資信託財産計算 規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定 する額	元本の欠損	37,936,875 円		
3. 計算期間の末日に おける 1 単位当た りの純資産の額	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	0.9305 円 (9,305 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.0192 円 (10,192 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日		第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等 収益額	A 1,578,552 円	費用控除後の配当等 収益額	A 13,160,079 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B 0 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B 0 円
収益調整金額	C 805,560 円	収益調整金額	C 1,901,659 円
分配準備積立金額	D 0 円	分配準備積立金額	D 1,502,158 円
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D 2,384,112 円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D 16,563,896 円
当ファンドの期末残 存口数	F 545,791,992 口	当ファンドの期末残 存口数	F 730,643,820 口
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F×10,000 43 円	10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F×10,000 226 円
10,000 口当たり分配 金額	H 0 円	10,000 口当たり分配 金額	H 0 円
収益分配金額	I=F×H/10,000 0 円	収益分配金額	I=F×H/10,000 0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日		第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日	
	1.	2.	3.	4.
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投 資信託であり、信託約款に規定する「運 用の基本方針」に従い、有価証券等の金			同左

ESG ナビ（適格機関投資家専用）

	融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年3月10日現在	第2期 2023年3月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△53,777,815	57,142,123
合計	△53,777,815	57,142,123

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

ESG ナビ（適格機関投資家専用）

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘査して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000 円	545,791,992 円
期中追加設定元本額	546,384,680 円	216,756,479 円
期中一部解約元本額	3,592,688 円	31,904,651 円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況

- 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
- 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書

- III 設定および解約の実績

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

The GDP(適格機関投資家専用)

(以下「当ファンド」ということがあります。)

2 目的および基本的性格

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

<商品分類>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産 ((注))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 投資信託証券（株式 一般）

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 特 色

特色
1

主として、日本、先進国（日本を除く）および新興国の株式に投資します。

- 「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」)への投資を通じて、主として、世界の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。
- 主要投資対象ファンドの投資先である各マザーファンドは、各投資対象市場の代表的な指数(インデックス)への連動をめざす運用をおこないます。
- 投資対象ファンドおよび各マザーファンドの運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社がおこないます。
- 「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。
- 原則として、為替ヘッジはおこないません。

DR(預託証券)とは

ある国の企業の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行する証券のことで、株式と同様に取引所等で取引されます。

三井住友トラスト・アセットマネジメントについて

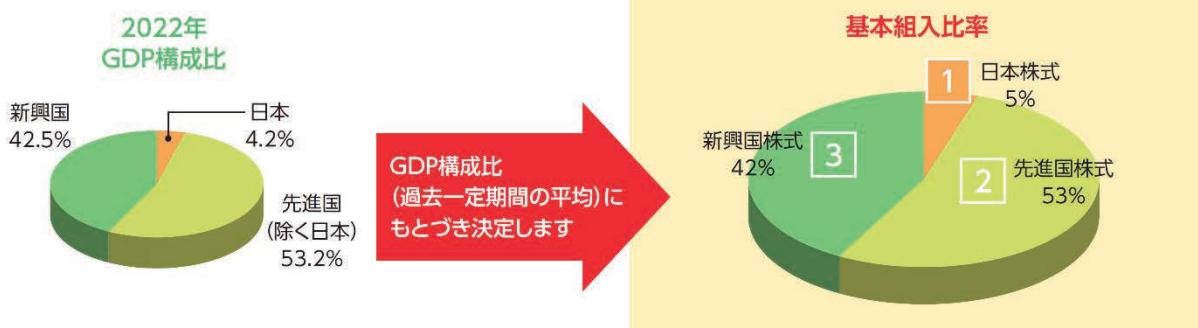
三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラスト・グループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018年10月1日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約86兆円規模※の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。これまで両社が培ってきた資産運用業務の強みを融合し、商品の開発力と運用力、世界各地に広がるビジネスネットワーク、きめの細かいサポート力、これらすべての力を活かして多様なお客さまの想いにお応えしています。

※2023年3月末時点の運用資産残高(時価ベース)です。

**特色
2**

基本組入比率は、日本、先進国(日本を除く)および新興国のGDP(国内総生産)総額の比率にもとづき決定します。

- 組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
- 基本組入比率は年1回見直しをおこないます。



(出所) IMF「世界経済見通し2023年4月」のデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成

※GDP構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

※上記の基本組入比率は、2023年4月28日現在の主要投資対象ファンドにおける基本組入比率です。

資産	インデックス
1 日本株式	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)*1
2 先進国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)*2
3 新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)*3

*1 「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値および配当込みTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよび配当込みTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

*2 「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指標です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

*3 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。「円換算ベース」は、米ドルベース指標をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指標です。MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

ファンドマネージャーは基本組入比率にもとづき、各資産のマザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスをおこないます。

ポートフォリオ構築

■ 基本組入比率に従って、各資産のマザーファンドへ資金を配分

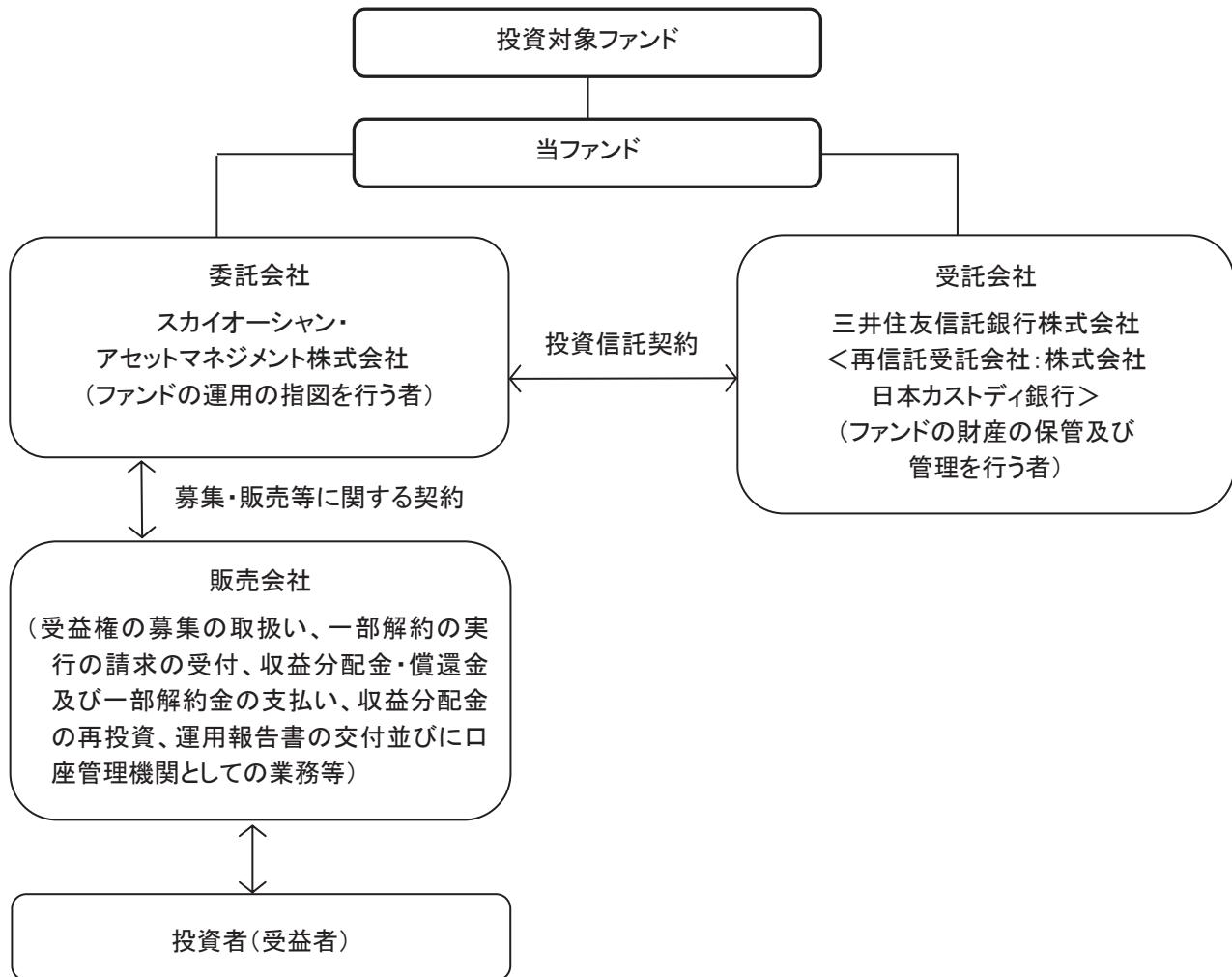
リバランス実施

■ 資産組入比率が基本組入比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

①基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

②投資対象

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。

この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。

なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

③投資態度

イ. 主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。

- ・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。

- ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)、新興国の GDP (Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。

- ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、年1回見直しを行います。

- ・各マザーファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンド	インデックス
国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

ロ. 主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

ハ. 主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

1. 世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■主要投資対象

「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」及び「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)を主要投資対象とします。

■投資態度

- ①各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。以下同じ。)に投資します。

- ②各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)及び新興国の GDP (Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。

- ③各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、年1回見直しを行います。

- ④各マザーファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンド	インデックス
国内株式インデックス マザーファンド	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
外国株式インデックス マザーファンド	MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株式インデックス マザーファンド	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

⑤実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑥資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

■運用の基本方針

この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

■主要投資対象

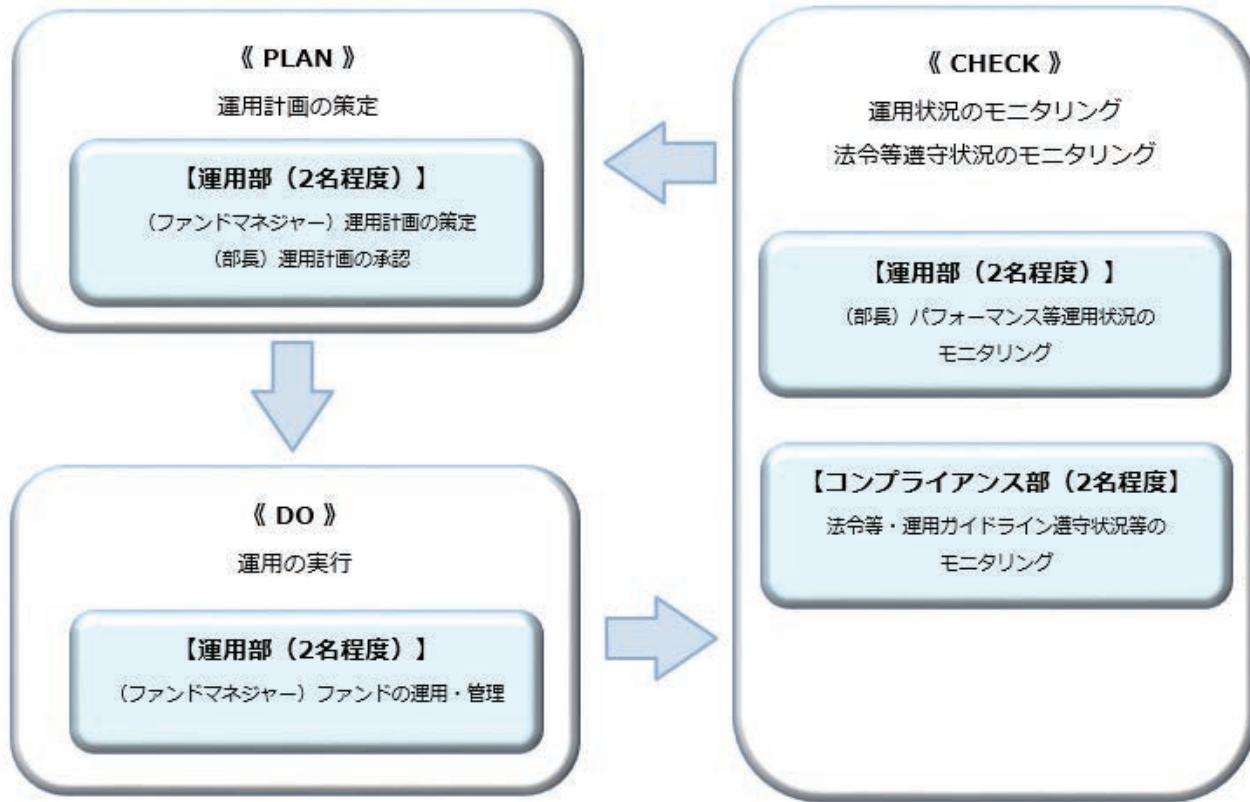
マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

■投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。
- ②投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- ④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。記載された体制、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

3 主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象ファンドの主要な投資制限

1. 世界株式ファンド(適格機関投資家専用)

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2. FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

- ①株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

4 投資リスクについて

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となつ場合には、基準価額の下落要因となります。

③ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあります。その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ②分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ③ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ④ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2)リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長(流動性リスクに関しては取締役会)に報告します。

3. その他の詳細情報

1 The GDP(適格機関投資家専用)の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります)の種類は、次に掲げるものとします。
イ. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- 1.有価証券
- 2.金銭債権
- 3.約束手形

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1.為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2.外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。)
- 4.外国法人が発行する譲渡性預金証書

5.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記3の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、「2.投資方針および投資リスク」の「1 投資方針と主な投資対象」および「3 主な投資制限」に記載されている通りです。

2 The GDP(適格機関投資家専用)の投資制限

<約款に定める投資制限>

- イ. 投資信託証券への投資割合
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ロ. 株式への投資
株式への直接投資は行いません。
- ハ. 外貨建資産への投資
外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ. デリバティブの利用
デリバティブの直接利用は行いません。
- ホ. 公社債の借入れの指図、目的及び範囲
 - (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。
- ヘ. 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもつて有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ト. 信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他の投資制限>

- イ. 当ファンドでは直接デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。)は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(2023年10月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	3,130,344,536	98.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	49,015,950	1.54
合計(純資産総額)		3,179,360,486	100.00

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(2023年10月31日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	世界株式ファンド（適格機関投資家 専用）	1,928,258,336	1.5181	2,927,325,616	1.6234	3,130,334,582	98.46
日本	投資信託受益 証券	FOFs用短期金融資産ファンド（適格 機関投資家専用）	10,137	0.9832	9,966	0.982	9,954	0.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.46
合計	98.46

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

3 運用実績(2023年10月31日現在)

①【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末	(2022年4月15日)	2,278,414,872	2,278,414,872	10,426	10,426
第2期計算期間末	(2023年4月17日)	3,244,259,289	3,244,259,289	10,374	10,374
	2022年10月末日	2,812,424,468	—	10,026	—
	11月末日	2,848,154,290	—	10,153	—

The GDP（適格機関投資家専用）

12月末日	2,733,904,696	—	9,746	—
2023年1月末日	2,920,744,271	—	10,275	—
2月末日	2,920,902,906	—	10,236	—
3月末日	3,112,371,442	—	10,094	—
4月末日	3,204,331,448	—	10,228	—
5月末日	3,334,505,538	—	10,867	—
6月末日	3,264,392,803	—	11,509	—
7月末日	3,210,037,851	—	11,578	—
8月末日	3,313,030,094	—	11,790	—
9月末日	3,222,302,036	—	11,561	—
10月末日	3,179,360,486	—	11,178	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2021年6月29日～2022年4月15日	0
第2期計算期間	2022年4月16日～2023年4月17日	0

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第1期計算期間	2021年6月29日～2022年4月15日	4.3
第2期計算期間	2022年4月16日～2023年4月17日	△0.5
第3期中間計算期間	2023年4月18日～2023年10月17日	12.0

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、有限責任監査法人トーマツによる監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年4月15日現在)	第2期 (2023年4月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,375,030	52,638,630
投資信託受益証券	2,219,155,365	3,197,069,550
流動資産合計	2,280,530,395	3,249,708,180
資産合計	2,280,530,395	3,249,708,180
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	155,548	400,654
未払委託者報酬	1,928,735	4,968,029
未払利息	168	144
その他未払費用	31,072	80,064
流動負債合計	2,115,523	5,448,891
負債合計	2,115,523	5,448,891
純資産の部		
元本等		
元本	2,185,356,393	3,127,356,401
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	93,058,479	116,902,888
（分配準備積立金）	107,349,261	132,913,363
元本等合計	2,278,414,872	3,244,259,289
純資産合計	2,278,414,872	3,244,259,289
負債純資産合計	2,280,530,395	3,249,708,180

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期	第2期
	自 2021年 6月 29日	自 2022年 4月 16日
	至 2022年 4月 15日	至 2023年 4月 17日
営業収益		
有価証券売買等損益	111,185,365	40,914,185
営業収益合計	111,185,365	40,914,185
営業費用		
支払利息	21,773	47,826
受託者報酬	273,637	753,651
委託者報酬	3,392,994	9,345,145
その他費用	54,629	150,607
営業費用合計	3,743,033	10,297,229
営業利益又は営業損失（△）	107,442,332	30,616,956
経常利益又は経常損失（△）	107,442,332	30,616,956
当期純利益又は当期純損失（△）	107,442,332	30,616,956
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	114,450	△623,105
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	93,058,479
剩余金増加額又は欠損金減少額	495,740	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減 少額	495,740	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	14,765,143	7,395,652
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增 加額	-	4,818,225
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金增 加額	14,765,143	2,577,427
分配金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	93,058,479	116,902,888

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとなつておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第2期計算期間は2022年4月16日から2023年4月17日までとなっております。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- III 設定および解約の実績

特別勘定が投資する投資信託の運用情報

〔資産の運用に関する重要な事項〕

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年6月29日

ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第2期計算期間（2022年3月23日から2023年3月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

<p>独立監査人の監査報告書</p> <p style="text-align: center;">2023年6月5日</p> <p>らばぎんアセットマネジメント株式会社 取締役会御中</p> <p>EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅人</p> <p>監査意見 当監査法人は、分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）の2022年3月23日から2023年3月20日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）の2023年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、らばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>他の記載内容 その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。</p> <p>当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するためには経営者が必要と判断した内部統制を整備及び適用することが含まれる。</p> <p>財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p>	<p>財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は累計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懇意心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに応じた監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び開示する注記事項の妥当性を評価する。 ・経営者が継続企業の前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、開示する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>利害関係 らばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

1. 財務諸表

（1）【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2022年3月22日現在	第2期 2023年3月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,214,341	8,237,522
投資信託受益証券	616,490,998	872,714,254
親投資信託受益証券	215,453,580	296,454,442
流動資産合計	<u>839,158,919</u>	<u>1,177,406,218</u>
資産合計	839,158,919	1,177,406,218
負債の部		
流動負債		
未払金	-	29,300,000
未払受託者報酬	77,277	234,159
未払委託者報酬	927,296	2,809,909
未払利息	19	22
その他未払費用	9,629	29,216
流動負債合計	<u>1,014,221</u>	<u>32,373,306</u>
負債合計	1,014,221	32,373,306
純資産の部		
元本等		
元本	834,103,631	1,179,985,966
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,041,067	△34,953,054
（分配準備積立金）	1,124,698	3,728,194
元本等合計	<u>838,144,698</u>	<u>1,145,032,912</u>
純資産合計	838,144,698	1,145,032,912
負債純資産合計	839,158,919	1,177,406,218

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,144,578	△29,985,882
営業収益合計	<u>3,144,578</u>	<u>△29,985,882</u>
営業費用		
支払利息	2,926	6,629
受託者報酬	153,692	455,298
委託者報酬	1,844,144	5,463,533
その他費用	19,118	56,791
営業費用合計	<u>2,019,880</u>	<u>5,982,251</u>
営業利益又は営業損失（△）	1,124,698	△35,968,133
経常利益又は経常損失（△）	1,124,698	△35,968,133
当期純利益又は当期純損失（△）	1,124,698	△35,968,133
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	-	△828,266
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	4,041,067
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,916,369	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,916,369	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,854,254
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	351,187
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,503,067
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	<u>4,041,067</u>	<u>△34,953,054</u>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月21日から翌年3月20日までとなっています。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」という。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2022年3月23日から2023年3月20日までとなっております。

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2022年3月22日現在		第2期 2023年3月20日現在	
1. 計算期間の末日に おける受益権の総 数		834, 103, 631 口		1, 179, 985, 966 口
2. 投資信託財産計算 規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定 する額			-元本の欠損	34, 953, 054 円
3. 計算期間の末日に おける 1 単位当た りの純資産の額	1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	1. 0048 円 (10, 048 円)	1 口当たり純資産額 (10, 000 口当たり純資産額)	0. 9704 円 (9, 704 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日		第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等 収益額		費用控除後の配当等 収益額	
A	605, 700 円	A	2, 692, 086 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	518, 998 円	B
			0 円
収益調整金額	C	2, 916, 369 円	C
分配準備積立金額	D	0 円	D
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	4, 041, 067 円	E=A+B+C+D
当ファンドの期末残 存口数	F	834, 103, 631 口	当ファンドの期末残 存口数
10, 000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F×10, 000	48 円	10, 000 口当たり収益 分配対象額
10, 000 口当たり分配 金額	H	0 円	10, 000 口当たり分配 金額
収益分配金額	I=F×H/10, 000	0 円	収益分配金額
			I=F×H/10, 000
			0 円

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月22日	第2期 自 2022年3月23日 至 2023年3月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年3月22日現在	第2期 2023年3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券、親投資信託受益証券(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 自 2021年6月29日	第2期 自 2022年3月23日
----	---------------------	---------------------

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

	至 2022 年 3 月 22 日	至 2023 年 3 月 20 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△3,594,788	△33,924,393
親投資信託受益証券	6,613,580	3,283,440
合計	3,018,792	△30,640,953

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 2021 年 6 月 29 日 至 2022 年 3 月 22 日	第 2 期 自 2022 年 3 月 23 日 至 2023 年 3 月 20 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

項目	第 1 期 自 2021 年 6 月 29 日 至 2022 年 3 月 22 日	第 2 期 自 2022 年 3 月 23 日 至 2023 年 3 月 20 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000 円	834,103,631 円
期中追加設定元本額	831,103,631 円	434,203,068 円
期中一部解約元本額	0 円	88,320,733 円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

分散名人（国内重視型）（適格機関投資家専用）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（2023年3月20日現在）

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券（2023年3月20日現在）

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Jリート・アクティブ・ファンド（適格機関投資家向け）	237,433,715	278,462,260	
	日本超長期国債ファンド（適格機関投資家向け）	296,794,294	295,933,590	
	F O F s 用ゴールド・ファンド為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	231,541,761	298,318,404	
投資信託受益証券 合計		765,769,770	872,714,254	
親投資信託受益証券	日本株好配当マザーファンド	161,335,751	296,454,442	
親投資信託受益証券 合計		161,335,751	296,454,442	
合計		927,105,521	1,169,168,696	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

【純資産額計算書】

(2023年10月31日現在)

I 資産総額	1,317,093,986円
II 負債総額	3,160,321円
III 純資産総額（I - II）	1,313,933,665円
IV 発行済口数	1,283,719,157口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0235円
(1万口当たり純資産額)	(10,235円)

III 設定および解約の実績

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2021年6月29日～2022年3月22日	834,103,631	—	834,103,631
第2計算期間末	2022年3月23日～2023年3月20日	434,203,068	88,320,733	1,179,985,966
第3中間計算期間末	2023年3月21日～2023年9月20日	161,919,406	67,191,378	1,274,713,994

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年6月29日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)

並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)により作成しております。

(2)財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。

(3)当ファンドは、第2期計算期間(自2021年10月27日至2022年10月26日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年1月11日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小田 伸之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）の2021年10月27日から2022年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて、スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）の2022年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懇意心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 越當者が継続企業を前提として財務諸表を作成するような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2021年10月26日現在)	第2期 (2022年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,226,589	30,944,571
投資信託受益証券	969,868,682	2,374,754,599
流動資産合計	1,001,095,271	2,405,699,170
資産合計	1,001,095,271	2,405,699,170
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	38,293	321,440
未払委託者報酬	551,375	4,628,636
未払利息	85	84
その他未払費用	7,620	64,227
流動負債合計	597,373	5,014,387
負債合計	597,373	5,014,387
純資産の部		
元本等		
元本	991,654,151	2,511,156,802
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	8,843,747	△110,472,019
（分配準備積立金）	9,701,394	9,382,301
元本等合計	1,000,497,898	2,400,684,783
純資産合計	1,000,497,898	2,400,684,783
負債純資産合計	1,001,095,271	2,405,699,170

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期	第2期
	自 2021年 6月 29日 至 2021年 10月 26日	自 2021年 10月 27日 至 2022年 10月 26日
営業収益		
有価証券売買等損益	10,298,682	△101,114,083
営業収益合計	10,298,682	△101,114,083
営業費用		
支払利息	3,497	46,232
受託者報酬	38,293	548,276
委託者報酬	551,375	7,894,990
その他費用	7,620	109,537
営業費用合計	600,785	8,599,035
営業利益又は営業損失（△）	9,697,897	△109,713,118
経常利益又は経常損失（△）	9,697,897	△109,713,118
当期純利益又は当期純損失（△）	9,697,897	△109,713,118
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	-	△2,377,814
期首剰余金又は期首次損金（△）	-	8,843,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	854,150	11,980,462
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金增 加額	-	194,919
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金增 加額	854,150	11,785,543
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,843,747	△110,472,019

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
-----------------	---

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (2021年10月26日現在)	第2期 (2022年10月26日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	991,654,151 口	2,511,156,802 口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損	元本の欠損 110,472,019 円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 純資産の額	1 口当たり純資産額 (10,089 円) (1 万口当たり純資産額) 0.9560 円 (9,560 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年 6月 29 日 至 2021年 10月 26 日	第2期 自 2021年 10月 27 日 至 2022年 10月 26 日																																																																		
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>9,701,394 円</td></tr> <tr> <td>後の有価証券等損益額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>9,701,394 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>991,654,151 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>97 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>ー円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	ー円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	9,701,394 円	後の有価証券等損益額			収益調整金額	C	ー円	分配準備積立金額	D	ー円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,701,394 円	当ファンドの期末残存口数	F	991,654,151 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	97 円	1 万口当たり分配金額	H	ー円	収益分配金額	I=F×H/10,000	ー円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填</td><td>B</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>後の有価証券等損益額</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>15,242,992 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>9,382,301 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>24,625,293 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,511,156,802 口</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>98 円</td></tr> <tr> <td>1 万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>ー円</td></tr> <tr> <td>収益分配金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>ー円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	ー円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	ー円	後の有価証券等損益額			収益調整金額	C	15,242,992 円	分配準備積立金額	D	9,382,301 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,625,293 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,511,156,802 口	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	98 円	1 万口当たり分配金額	H	ー円	収益分配金額	I=F×H/10,000	ー円
項目																																																																			
費用控除後の配当等収益額	A	ー円																																																																	
費用控除後・繰越欠損金補填	B	9,701,394 円																																																																	
後の有価証券等損益額																																																																			
収益調整金額	C	ー円																																																																	
分配準備積立金額	D	ー円																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,701,394 円																																																																	
当ファンドの期末残存口数	F	991,654,151 口																																																																	
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	97 円																																																																	
1 万口当たり分配金額	H	ー円																																																																	
収益分配金額	I=F×H/10,000	ー円																																																																	
項目																																																																			
費用控除後の配当等収益額	A	ー円																																																																	
費用控除後・繰越欠損金補填	B	ー円																																																																	
後の有価証券等損益額																																																																			
収益調整金額	C	15,242,992 円																																																																	
分配準備積立金額	D	9,382,301 円																																																																	
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,625,293 円																																																																	
当ファンドの期末残存口数	F	2,511,156,802 口																																																																	
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	98 円																																																																	
1 万口当たり分配金額	H	ー円																																																																	
収益分配金額	I=F×H/10,000	ー円																																																																	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第2期 自 2021年 10月 27 日 至 2022年 10月 26 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長（流動性リスクに関しては取締役会）に報告します。

2.金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2022年10月26日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (2021年10月26日現在)	第2期 (2022年10月26日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	10,298,682	△99,450,333
合計	10,298,682	△99,450,333

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

スマート・ブレンダー（適格機関投資家専用）

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第1期 自 2021年6月29日 至 2021年10月26日	第2期 自 2021年10月27日 至 2022年10月26日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000 円	991,654,151 円
期中追加設定元本額	988,654,151 円	1,610,985,544 円
期中一部解約元本額	－円	91,482,893 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	10,137	9,974	
	FOFs 用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	2,356,364,979	2,374,744,625	
合計		2,356,375,116	2,374,754,599	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2023年10月31日現在)

I 資産総額	2,444,384,219円
II 負債総額	5,843,350円
III 純資産額 (I - II)	2,438,540,869円
IV 発行済口数	2,568,396,178口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9494円
(1万口当たり純資産額)	(9,494円)

III 設定および解約の実績

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年6月29日～2021年10月26日	991,654,151	—	991,654,151
第2期計算期間	2021年10月27日～2022年10月26日	1,610,985,544	91,482,893	2,511,156,802
第3期計算期間	2022年10月27日～2023年10月26日	313,929,742	250,680,877	2,574,405,667

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年6月29日

ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第2期計算期間（2022年3月11日から2023年3月10日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

<p>独立監査人の監査報告書</p> <p>2023年5月24日</p> <p>ちばぎんアセットマネジメント株式会社 取締役会御中</p> <p>EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 伊藤雅人</p> <p>監査意見 当監査法人は、ESGナビ（適格機関投資家専用）の2022年3月11日から2023年3月10日までの第2期計算期間の財務諸表、すなはち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ESGナビ（適格機関投資家専用）の2022年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>その他の記載内容 その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作用も実施していない。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p>	<p>財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えることの可能性があると判断される。</p> <p>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懇意心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に開示する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び開示する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、開示する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な見届事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>利害関係 ちばぎんアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上</p>
--	--

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 2022年3月10日現在	第2期 2023年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	507,855,117	744,675,928
未収入金	599,470	1,943,821
流動資産合計	<u>508,454,587</u>	<u>746,619,749</u>
資産合計	<u>508,454,587</u>	<u>746,619,749</u>
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	33,617	109,011
未払委託者報酬	560,276	1,816,705
その他未払費用	5,577	18,105
流動負債合計	<u>599,470</u>	<u>1,943,821</u>
負債合計	<u>599,470</u>	<u>1,943,821</u>
純資産の部		
元本等		
元本	545,791,992	730,643,820
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△37,936,875	14,032,108
（分配準備積立金）	1,578,552	14,662,237
元本等合計	<u>507,855,117</u>	<u>744,675,928</u>
純資産合計	<u>507,855,117</u>	<u>744,675,928</u>
負債純資産合計	<u>508,454,587</u>	<u>746,619,749</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	△53,613,383	59,358,675
営業収益合計	△53,613,383	59,358,675
営業費用		
受託者報酬	71,953	208,050
委託者報酬	1,199,110	3,467,363
その他費用	11,901	34,548
営業費用合計	1,282,964	3,709,961
営業利益又は営業損失（△）	△54,896,347	55,648,714
経常利益又は経常損失（△）	△54,896,347	55,648,714
当期純利益又は当期純損失（△）	△54,896,347	55,648,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	286,366	2,014,596
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	△37,936,875
剩余金増加額又は欠損金減少額	17,245,838	1,991,344
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	20,513	1,991,344
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	17,225,325	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,656,479
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	3,656,479
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△37,936,875	14,032,108

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2022年3月10日現在		第2期 2023年3月10日現在	
1. 計算期間の末日に おける受益権の総 数	545,791,992 口		730,643,820 口	
2. 投資信託財産計算 規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定 する額	元本の欠損	37,936,875 円		
3. 計算期間の末日に おける 1 単位当た りの純資産の額	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	0.9305 円 (9,305 円)	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.0192 円 (10,192 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日		第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等 収益額	A	1,578,552 円	費用控除後の配当等 収益額
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額
収益調整金額	C	805,560 円	収益調整金額
分配準備積立金額	D	0 円	分配準備積立金額
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B+C+D	2,384,112 円	当ファンドの分配対 象収益額
当ファンドの期末残 存口数	F	545,791,992 口	当ファンドの期末残 存口数
10,000 口当たり収益 分配対象額	G=E/F×10,000	43 円	10,000 口当たり収益 分配対象額
10,000 口当たり分配 金額	H	0 円	10,000 口当たり分配 金額
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投 資信託であり、信託約款に規定する「運 用の基本方針」に従い、有価証券等の金 融商品に対して投資として運用すること を目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に 係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、 有価証券、コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、 (有価証券に関する注記) の売買目的有 価証券に記載しております。これらは、 価格変動リスク等の市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクを有しております。	同左

ESG ナビ（適格機関投資家専用）

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年3月10日現在	第2期 2023年3月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△53,777,815	57,142,123
合計	△53,777,815	57,142,123

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

項目	第1期 自 2021年6月29日 至 2022年3月10日	第2期 自 2022年3月11日 至 2023年3月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000 円	545,791,992 円
期中追加設定元本額	546,384,680 円	216,756,479 円
期中一部解約元本額	3,592,688 円	31,904,651 円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2023年3月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023年3月10日現在)

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	JAPAN ESGクオリティ200インデックスマザーフンド	564,148,431	744,675,928	
	合計	564,148,431	744,675,928	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

【純資産額計算書】

(2023年9月29日現在)

I 資産総額	817,012,833円
II 負債総額	256,022円
III 純資産額 (I - II)	816,756,811円
IV 発行済口数	705,166,774口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1,1582円
(1万口当たり純資産額)	(11,582円)

III 設定および解約の実績

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2021年6月29日～2022年3月10日	549,384,680	3,592,688	545,791,992
第2計算期間末	2022年3月11日～2023年3月10日	216,756,479	31,904,651	730,643,820
第3中間計算期間末	2023年3月11日～2023年9月10日	141,069,561	162,351,687	709,361,694

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

I 投資信託(ファンド)の沿革

2021年6月29日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II 投資信託(ファンド)の経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定に基づき、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）により作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3) 当ファンドは、第2期計算期間（自 2022年4月16日至2023年4月17日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

<div style="text-align: center;"> <p>独立監査人の監査報告書</p> <p>2023年6月29日</p> <p>スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中</p> <p>有限責任監査法人トーマツ 東京事務所</p> <p>指定有職責任社員 公認会計士 <u>山田信二</u> 業務執行社員</p> <p>監査意見 当監査法人は、The GDP (適格機関投資家専用) の2022年4月16日から2023年4月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附添明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、The GDP (適格機関投資家専用) の2023年4月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>他の記載内容 その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。</p> <p>財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> </div>	<p>財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</p> <p>財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的判断家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基準となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑惑を生じさせるような事象又は状況に際して重要な不確実性が認められるかどうかが結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、開示する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 <p>監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。</p> <p>利害関係 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
--	---

以上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (2022年4月15日現在)	第2期 (2023年4月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	61,375,030	52,638,630
投資信託受益証券	2,219,155,365	3,197,069,550
流動資産合計	2,280,530,395	3,249,708,180
資産合計	2,280,530,395	3,249,708,180
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	155,548	400,654
未払委託者報酬	1,928,735	4,968,029
未払利息	168	144
その他未払費用	31,072	80,064
流動負債合計	2,115,523	5,448,891
負債合計	2,115,523	5,448,891
純資産の部		
元本等		
元本	2,185,356,393	3,127,356,401
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	93,058,479	116,902,888
（分配準備積立金）	107,349,261	132,913,363
元本等合計	2,278,414,872	3,244,259,289
純資産合計	2,278,414,872	3,244,259,289
負債純資産合計	2,280,530,395	3,249,708,180

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第1期	第2期
	自 2021年 6月 29日	自 2022年 4月 16日
	至 2022年 4月 15日	至 2023年 4月 17日
営業収益		
有価証券売買等損益	111,185,365	40,914,185
営業収益合計	111,185,365	40,914,185
営業費用		
支払利息	21,773	47,826
受託者報酬	273,637	753,651
委託者報酬	3,392,994	9,345,145
その他費用	54,629	150,607
営業費用合計	3,743,033	10,297,229
営業利益又は営業損失（△）	107,442,332	30,616,956
経常利益又は経常損失（△）	107,442,332	30,616,956
当期純利益又は当期純損失（△）	107,442,332	30,616,956
一部解約に伴う当期純利益額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失額の分配額（△）	114,450	△623,105
期首剩余金又は期首次損金（△）	-	93,058,479
剩余金増加額又は欠損金減少額	495,740	-
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減 少額	495,740	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	14,765,143	7,395,652
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金增 加額	-	4,818,225
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金增 加額	14,765,143	2,577,427
分配金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	93,058,479	116,902,888

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
--------------------	----------

The GDP (適格機関投資家専用)

2.その他	<p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>ファンドの計算期間</p> <p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとなつておりますが、当計算期間末日が休業日のため、第2期計算期間は2022年4月16日から2023年4月17日までとなっております。</p>
-------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (2022年4月15日現在)	第2期 (2023年4月17日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,185,356,393 口	3,127,356,401 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,0426 円 (10,426 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,0374 円 (10,374 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2021年6月29日 至 2022年4月15日			第2期 自 2022年4月16日 至 2023年4月17日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円	費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	107,349,261 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	31,266,320 円
収益調整金額	C	－円	収益調整金額	C	52,167,806 円
分配準備積立金額	D	－円	分配準備積立金額	D	101,647,043 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	107,349,261 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	185,081,169 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,185,356,393 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,127,356,401 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	491 円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	591 円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

	第2期 自 2022年4月16日
--	---------------------

The GDP（適格機関投資家専用）

	至 2023年 4月 17 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドの投資している金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、定期的に代表取締役社長（流動性リスクに関しては取締役会）に報告します。

2.金融商品の時価等に関する事項

	第2期 (2023年 4月 17日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 (2022年 4月 15日現在)	第2期 (2023年 4月 17日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	111,307,646	41,698,358
合計	111,307,646	41,698,358

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第1期	第2期
	自 2021年 6月 29日 至 2022年 4月 15日	自 2022年 4月 16日 至 2023年 4月 17日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,000,000 円	2,185,356,393 円
期中追加設定元本額	2,227,895,146 円	1,093,977,430 円
期中一部解約元本額	45,538,753 円	151,977,422 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）	10,137	9,966	
	世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	2,129,527,466	3,197,059,584	
合計		2,129,537,603	3,197,069,550	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2023年10月31日現在)

I 資産総額	3,205,481,340円
II 負債総額	26,120,854円
III 純資産額 (I - II)	3,179,360,486円
IV 発行済口数	2,844,372,107口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1,1178円
(1万口当たり純資産額)	(11,178円)

III 設定および解約の実績

	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期計算期間	2021年6月29日～2022年4月15日	2,230,895,146	45,538,753	2,185,356,393
第2期計算期間	2022年4月16日～2023年4月17日	1,093,977,430	151,977,422	3,127,356,401
第3期中間計算期間	2023年4月18日～2023年10月17日	369,046,152	635,465,482	2,860,937,071

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2) 当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。